

募集

令和7年度鳥取県海外展開 牽引企業創出補助金

提案書等提出期限：令和7年10月3日（金）まで

県内中小企業者等が地域の牽引役となり海外需要獲得を目指す取組を支援します！

補助対象となるの取組事業の例

①県内商社型外需獲得事業

- 補助対象者が県産の商材をとりまとめて、「鳥取」ブランドで海外市場向けに売り出していく事業。

②プロジェクト連携型外需獲得事業

- 補助対象者が研究機関等と連携して新たな商品開発や独自技術の開発を行い、それらにより海外市場での需要獲得に取り組む事業。
- 補助対象者が海外現地で強い販路やブランド力を有する大手企業等の取組に参加してシェア獲得やブランディングを図る等、需要獲得に取り組む事業。
- 補助対象者が海外現地の地方政府や研究機関等と連携し、当該国の政府が国策として進める政策(社会的課題解決等)の下で需要獲得に取り組む事業。

③橋頭堡型外需獲得事業

- 補助対象者が対象地域において高度外国人材※を橋頭堡として需要獲得を図るため、海外大学の大学生等の採用に向け、就職説明会への出展やインターンシップ受入等に取り組む事業。

※本補助金における高度外国人材とは、採用時の在留資格が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条第1項2号で規定される在留資格のうち、同法別表第1の2で規定される「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」に該当するもの。



裏面に補助対象経費、補助率等を記載しています。

令和7年度鳥取県海外展開牽引企業創出補助金

	①県内商社型 外需獲得事業	②プロジェクト連携型 外需獲得事業	③橋頭堡型 外需獲得事業
補助対象事業	補助対象者が県内事業者5者以上の商材をとりまとめて、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業	補助対象者が他の事業者や研究機関、商社等と連携したプロジェクトにより、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業	補助対象者が、対象地域において高度外国人材を橋頭堡として需要獲得を図るため、海外大学の大学生等の採用に向けた就職説明会への出展やインターンシップ受入等に取り組む任意の事業
補助対象者	県内に本店、本社又は主たる事業所を有する中小企業者等		
対象地域	TPP11協定、日EU・EPA、RCEP協定及びIPEFの対象地域、英国、香港、台湾		
補助対象経費	輸送・荷役費、海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費	海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費、サンプル輸送費	高度外国人材採用コンサルティング委託費、インターンシップ受入費、就職説明会等出展費、採用面接費、採用受入費、旅費交通費、感染症対策費、通訳・翻訳費
補助率等	補助率:2/3 (補助上限額:1,000千円) ※ただし、県内港湾を利用して輸出する場合は補助率:2/3(補助上限額:2,000千円)	補助率:2/3 (補助上限額:2,000千円) ※ただし、旅費交通費に係る補助率は1/2(補助上限額:1,000千円)	補助率:1/2 (補助上限額:1,000千円)
補助対象期間	12月以内		
提案書等提出期限	令和7年10月3日(金)		

※交付の可否は審査会により決定します。

※予算の範囲内で交付します。

※補助事業提案書等の**各種様式**は、鳥取県公式ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先・申請先】

鳥取県商工労働部通商物流課（鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7661、7660 ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp

